

令和7年度（来年度）教育実習について

はじめに【重要】

教育実習への参加申込みにあたり、以下の2点について十分注意してください。

- 1) 大学への必要書類（教育実習希望者カード、実習校からの内諾書等）の提出後に教育実習を辞退することは認められないこと（書類手続き詳細は下記3. 参照）
- 2) 教育実習の参加にあたっては、大学への必要書類の提出以後、実施年度の事後指導が終了するまでの間、実習関係の予定を最優先とすることが求められること

留学や就職活動、所属研究室（もしくは今後所属する可能性が考えられる研究室）での諸活動、部活動・サークルの大会等の事情により、時期によっては参加が難しく、実習を辞退する可能性が少しでも考えられる場合には、実習校への受入れ依頼（詳細は下記2. を参照）を行う前に、自身の教育実習の優先度や教員免許の取得意思について今一度十分に検討してください。

令和7年度（来年度）に教育実習を受講するための手続きの流れをお知らせしますので、以下の内容を十分に確認してください。なお、札幌市立中学校での教育実習を希望する場合は、別掲「令和7年度（来年度）札幌市立中学校での教育実習について」をあわせて確認してください。

1. 教育実習の期間と時期について

＜免許状取得に必要な実習期間＞

- 1) 中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状の取得希望者

→中学校もしくは高等学校で3週間以上

3週間以上の実習により、中学校教諭一種免許状取得に必要な5単位を修得できます。

この5単位は、高等学校教諭一種免許状取得に必要な単位としても使用できます。

- 2) 高等学校教諭一種免許状のみ取得希望者→高等学校で2週間

2週間の実習により、高等学校教諭一種免許状取得に必要な3単位を修得できます。

- 3) 中学校教諭一種免許状のみ取得希望者→中学校で3週間以上

＜実習を行う時期＞

「教職実践演習」を履修予定の学生

令和7年4月から9月までのうち、実習校が定める期間（教職実践演習は、大半の授業が2学期に実施されるため、1学期中に実習を終える必要があります）。

2. 教育実習校への受入れ依頼について（4月開催の内諾事前ガイダンス説明事項）

実習校は、学生が個人的に交渉し、受入れの内諾を得た出身校等（中学校又は高等学校）となります（海外の学校は不可）。令和6年のゴールデンウィーク頃までに出身校等へ連絡し、教育実習の内諾を得てください（実習申込にあたり実習校・教育委員会等から指示がある場合は、その指示に従ってください）。

なお、教育委員会への申請や、誓約書等の提出が必要な場合があります。必ず実習希望者本人が、申請の期限・方法等を実習校へ確認し、手違いのないようにしてください。

3. 教育実習校への内諾書の作成依頼・大学への実習受講の申し込みについて

大学への教育実習受講申し込みとして、必要書類（教育実習希望者カード、実習校からの内諾書等、本学所定書類）を令和6年9月末頃までに提出する必要があります（必要書類の提出期限は所属学部・大学院により異なります）。申し込み書類の配付や手続き方法の詳細については、別掲示（「令和7年度（来年度）教育実習希望者カード等の提出について」）で確認し、所属学部・大学院の教務担当窓口で必要書類を受領してください。なお、内諾書の作成にあたっては、実習校とのやり取りが必要となります。

4. 「教育実習事前指導」の受講について

令和6年11月下旬から12月下旬にかけて、木曜日6講時（18：15～19：45）に「教育実習事前指導」を実施予定です（実施日程や場所等詳細については別途掲示）。この事前指導は、「教育実習C（事前・事後指導）」の単位になりますので、必ず受講してください（ただし、この時点では授業科目としての履修登録は不要。詳細は下記5.を参照。）。なお、事前指導の欠席は原則として認められません。

5. 教育実習関係科目の履修登録について

教育実習関係科目は、令和7年度（実習参加年度）1学期の各学部・大学院が定める時期に履修登録をする必要があります。実習の前年度のうちに履修登録は必要ありません。登録すべき科目は実習期間により下記のとおり異なります。なお、それぞれの科目は時間割上「集中」として開講されます。

- 1) 実習期間が3週間以上の場合→「教育実習A（高等学校）」、「教育実習B（中学校）」、「教育実習C（事前・事後指導）」の3科目（5単位分）
- 2) 実習期間が2週間の場合→「教育実習A（高等学校）」、「教育実習C（事前・事後指導）」の2科目（3単位分）

6. 「教育実習事後指導」の受講について

令和7年7月及び12月に教育実習事後指導を実施する予定ですので、教育実習終了後、どちらか1回の事後指導を必ず受講してください。事後指導を欠席した場合は、実習を終了した場合であっても教育実習の単位は認定されません。

【以下は、教育実習に直接関わる内容ではありませんが、参考情報としてお知らせします】

◎ 「教職実践演習」の受講について

教職課程の総仕上げの位置づけで開講される必修科目「教職実践演習」は、教育実習終了後に受講することとなります。この科目は例年、「初回ガイダンス（7月）」、「学校見学（9～10月に1か所を見学）」と「金曜5・6限の授業（2学期：10月～11月）」により構成されることから、「通年科目」として開講され、受講する年度の1学期の各学部・大学院が定める時期に履修登録をする必要があります（時間割上「集中」として開講されます）。なお、教職実践演習は、教育実習と同一年度に受講することが推奨されます。

◎ 教育職員免許状の申請について

学部卒業・大学院（修士課程）修了までに所定の単位をすべて修得し、教育職員免許状の取得を希望する者は、卒業・修了年次の2学期に所属する学部・大学院の教務担当を通じて北海道教育委員会宛に免許申請の手続き（一括申請手続き）を行う必要があります。本件手続きの詳細は、所属学部・大学院の教務担当から別途掲示でお知らせします。

令和6年4月1日
教職課程委員会